

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人愛知学院（設置する学校を含むものとし、以下「本学院」という。）における個人情報の適切な管理のために必要な事項を定め、本人の個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障し、もって本学院における個人の権利利益及びプライバシーの保護に資することを目的とする。

2 本学院における個人情報の取扱いに関して、この規程に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第1条に定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令第2条に定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この規程において「行政機関」とは、個人情報保護法第2条第8項に掲げる機関をいう。

5 この規程において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報保護法別表第1に掲げる法人をいう。

6 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

7 この規程において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 国の機関

(2) 地方公共団体

- (3) 独立行政法人等（法別表第2に掲げる法人を除く。）
- (4) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- 8 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 9 この規程において「保有個人情報」とは、本学院の役員又は職員（派遣労働者を含む。以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本学の職員等が組織的に利用するものとして、本学院が保有しているものをいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。
- (1) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- (5) 六月以内に消去することとなるもの
- 10 この規程において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 11 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 12 この規程において「学研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

（職員等の責務）

第3条 職員等は、関係法令、規程等を遵守するとともに、個人情報管理責任者及び個人情報保護管理者の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならない。

第2章 個人情報保護の管理体制

（個人情報管理責任者）

第4条 本学院の各所属に個人情報管理責任者1名を置き、所属長をこれに充てる。

2 個人情報管理責任者は、それぞれ所管する事務に関して保有する個人情報を適正に管理する責任を負う。

（個人情報保護管理者）

第5条 本学院に個人情報保護管理者1名を置き、法人本部長をもって充てる。

2 個人情報保護管理者は、本規程に基づく個人情報の保護の実施を統括する権限を有し、責任を負う。

（個人情報保護委員会）

第6条 本学院は、本規程の目的を達成するため、個人情報保護委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営については、別に定める。

3 歯学部附属病院については、別に規程で定める。

第3章 個人情報の取扱い

（利用目的の特定）

第7条 本学院は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 前項に定める利用目的の特定は、本人が、自己の個人情報を利用された結果を合理的に想定できる程度に、個別的かつ具体的に行うものとする。

3 本学院は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に

認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第8条 本学院は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 本学院は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次の各号に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該個人情報を学術研究の用に供する目的(以下「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるとき(当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。))。

(不適正な利用の禁止)

第9条 本学院は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第10条 本学院は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 本学院は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 第8条第3項第1号から第4号までに掲げる場合

(2) 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。))。

(3) 当該個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等又は次に掲げる者により公開されている場合

イ 外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府、政府機関若しくは外国の地方公共団体又は国際機関

ロ 外国において保護規程第6条第7項に規定する学術研究機関等に相当する者

ハ 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。)、著述を業として行う者、宗教団体若しくは政治団体又は外国においてこれらの者に相当するもの

(4) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令第9条で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第11条 本学院は、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合を除いて、本学院は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

3 本学院は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本学院の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第4章 個人データの管理等

(データ内容の正確性の確保)

第12条 本学院は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人情報データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第13条 個人情報管理責任者は、当該部署における個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるとともに、必要に応じ、個人データの利用者の制限、個人データの取扱いに関する必要かつ適切な指示その他の合理的な安全対策を講じるものとする。

2 個人データは、前項の利用者の制限を受けていない職員等が利用する場合に限り、取り扱うことができる。ただし、次の各号に掲げる行為については、個人情報管理責任者が個人データの秘匿性等その内容に応じて必要と認める場合に限り取り扱うことができるものとし、この場合、職員等は、個人情報管理責任者の指示に従い取り扱うものとする。

- (1) 個人データの複製
- (2) 個人データの送信
- (3) 個人データが記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) その他個人データの適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

3 職員等は、個人情報管理責任者の指示に従い、個人データが記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫等への保管、施錠等を行うものとする。

4 職員等は、個人データ又は個人データが記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報管理責任者の指示に従い、当該個人データの復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

5 個人情報管理責任者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該個人データにアクセスする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する職員等及びその者の有する権限の範囲を、その利用目的を達成するために必要最小限に限るものとする。

6 アクセス権限を有しない職員等は、個人データにアクセスしてはならない。

7 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、利用目的以外の目的のために個人データにアクセスしてはならない。

8 個人情報管理責任者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該個人データの利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(職員等の義務)

第14条 個人情報の取扱いに従事する職員等又はこれらの職にあった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委託先の監督)

第15条 個人情報管理責任者は、個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、委託先において個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な監督を行うとともに、合理的な方法により、委託先における責任者及び業務従事者の管理並びに実施に係る体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項その他の個人情報の管理に関し必要な事項を確認し、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者が選定され、及び当該委託

に係る契約書、仕様書等に次に掲げる事項が明記されるよう必要かつ適切な措置を講じるものとする。

- (1) 個人データに関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
 - (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び第3項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - (3) 個人データの複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人データの漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (5) 委託終了時における個人データの消去及び媒体の返却に関する事項
 - (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 2 個人情報管理責任者は、個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、委託する業務に係る個人データの秘匿性等その内容、量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
- 3 個人情報管理責任者は、委託先において、個人データの取扱いに係る業務が再委託される場合は、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人データの秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は自らが前項の措置を実施するものとする。個人データの取扱いに係るについて再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 4 個人データの取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合は、個人情報管理責任者は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項が明記されるよう必要な措置を講じるものとする。
- 5 個人データを提供し、又は個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、個人情報管理責任者は、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、個人データの秘匿性等その内容等を考慮し、必要に応じて、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講じるものとする。

（漏えい等の報告）

第16条 職員等は、個人データの漏えい、滅失若しくは毀損その他の個人データの安全確保上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがある事実を知った場合は、直ちに当該個人データを管理する個人情報管理責任者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた個人情報管理責任者は、直ちに被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じる。また、個人情報保護管理者に対し事案の状況を速報し、その後速やかに事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、報告する。
- 3 個人情報保護管理者は、前項の報告を受けた場合は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告する。
- 4 個人情報保護管理者は、第2項により受けた速報が、個人の権利利益を害するおそれがあるものとして個人情報保護委員会規則に定めるものに該当する場合は、同規則に定めるところにより、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、個人情報保護委員会及び関係省庁に報告しなければならない。
- 5 個人情報管理責任者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じるとともに、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、個人情報保護管理者と相談のうえ、当該事態が生じた旨の本人への通知、事実関係及び再発防止策の公表等の措置を講じなければならない。（第三者提供の制限）

第17条 職員等は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 第8条第3項第1号から第4号までに掲げる場合
- (2) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (3) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。（本学院と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。））。

- (4) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
- 2 個人情報保護管理者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第10条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。
- (1) 本学の名称、住所及び理事長の氏名
- (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得方法
- (5) 第三者への提供方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) 第三者に提供される個人データの更新の方法
- (9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
- 3 個人情報保護管理者は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、又は第7号から第9号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、委員会に届け出なければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 個人情報管理責任者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 個人情報管理責任者は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 6 個人情報管理責任者は、第4項第3号に規定する共同して利用される個人データの提供先において、個人データの提供する目的以外での利用、他の者への再提供、複写複製、改ざん、漏えい、盗用等がなされないように、個人データの安全管理のために講ずべき措置について、提供先と契約書を締結する等、適切な措置を講じなければならない。
- (外国にある第三者への提供の制限)

第18条 個人情報管理責任者は、次のいずれかに該当する場合に限り、個人データを外国にある第三者へ提供することができる。

- (1) 個人データを外国にある第三者へ提供することについて、あらかじめ本人の同意を得ている場合。
- (2) 第三者のある国が、個人の権利利益を保護する上で日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有していると委員会が定めた国である場合。
- (3) 本学院と第三者との間で当該第三者における個人データの取扱いについて適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置（第3項において「相当措置」という。）の実

施が確保されている場合。

(4) 外国にある第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けている場合。

(5) 第17条第1項各号に該当する場合。

2 職員等は、前項第1号の同意を得ようとする場合には、次に掲げる事項を、あらかじめ、本人に通知しなければならない。

(1) 当該外国の名称

(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

3 職員等は、個人データを外国にある第三者に提供した場合（第1項第3号又は第4号に規定する場合に限る。）には、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するため、次に掲げる措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

(2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（第21条第2項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第19条 職員等は、個人データを第三者（第2条第7項第1号から第4号までに掲げる者を除く。以下この条及び次条（第21条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、次に掲げる事項に関する記録（以下この項において単に「記録」という。）を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第17条第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第17条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでなく、また、本学院が本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面（以下この項及び第3項第1号において「契約書等」という。）に次に掲げる事項が記載されているときは、契約書等で記録に代えることができるものとし、次に掲げる事項のうち、契約書等に記録されている事項と内容が同一であるものについては、記録を省略することができる。

(1) 本人の同意を得ている旨（第17条第2項の規定により個人データを提供した場合は当該個人データを提供した年月日）

(2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に提供したときは、その旨）

(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

(4) 当該個人データの項目

2 職員等は、前項本文の記録を、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（第17条第2項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は継続的に若しくは反復して提供する確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。

3 職員等は、第1項本文の記録を、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 第1項ただし書きの規定により契約書等で記録に代えた場合 最後に当該契約書等に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間

(2) 前項ただし書きの規定により一括して記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間

(3) 前2号以外の場合 当該記録を作成した日から3年

（第三者提供を受ける際の確認等）

第20条 職員等は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項を確認し、そ

の取得方法が適法なものであることを確認しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第17条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 職員等は、前項の規定により個人データの提供を受けたときは、次に掲げる事項に関する記録（以下この項において単に「記録」という。）を作成しなければならない。ただし、本学院が本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面（以下この項及び第4項第1号において「契約書等」という。）に次に掲げる事項が記載されているときは、契約書等で記録に代えることができるものとし、次に掲げる事項のうち、契約書等に記録されている事項と内容が同一であるものについては、記録を省略することができる。

(1) 本人の同意を得ている旨（第17条第2項の規定により個人データの提供を受けた場合は当該個人データの提供を受けた年月日）

(2) 前項各号に掲げる事項

(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

(4) 当該個人データの項目

(5) 個人情報保護法第27条第4項の規定による個人情報保護委員会による公表がされている旨（第45条第2項の規定により個人データの提供を受けた場合に限る。）

3 職員等は、前項本文の記録を、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（第17条第2項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）を受けたとき、又は継続的に若しくは反復して提供を受ける確実な見込があるときは、一括して作成することができる。

4 職員等は、第1項本文の記録を、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 第2項ただし書きの規定により契約書等で記録に代えた場合 最後に当該契約書等に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間

(2) 前項ただし書きの規定により一括して記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間

(3) 前2号以外の場合 当該記録を作成した日から3年間

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第21条 職員等は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等（個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの）を構成するものに限る。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第17条第2項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、個人情報管理責任者があらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することを経ないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が本学院から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第18条第3項の規定は、第1項の規定により職員等が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により職員等が確認する場合について準用する。この場合において、同条2項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

（学術研究機関等の責務）

第22条 職員等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この規程の規定を遵守するとともに、その適性を確保するために必要な措置を自ら講じなければならない。

2 個人情報保護管理者は、必要に応じて前項の措置の内容を公表する。

第5章 保有個人情報の開示等

（保有個人情報に関する事項の公表等）

第23条 本学院は、本学院が保有する個人情報（個人情報保護法第16条第4項に定める保有個人データに該当するものに限る。本条において同じ。）に関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

（1） 個人情報取扱事業者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（2） すべての保有個人情報の利用目的（第11条第4項に該当する場合を除く。）

（3） 第24条第1項に基づく開示請求、第25条第1項に基づく訂正等請求、もしくは第26条第1項、第2項または第6項の規定に基づく利用停止等請求・第三者提供停止請求に応じる手続（手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

（4） 前3号に掲げるもののほか、保有個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

（開示）

第24条 本学院が保有する個人情報（個人情報保護法第16条第4項に定める保有個人データに該当する者に限る。本条、第25条及び第26条において同じ。）について、本人は、本学院に対し、開示請求することができる。

2 前項に基づき本人から開示請求を受けたときは、本学院は、遅滞なく、当該本人が識別される個人情報を開示しなければならない。

3 前項の請求を受けたときであっても、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、本学院は、その情報の全部または一部を開示しないことができる。

（1） 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（2） 本学院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

（3） 他の法令に違反することとなる場合

4 前項に基づき個人情報の全部または一部について開示しない旨の決定をしたときは、本学院は、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、本人から求められたときは、その理由を説明するよう努めるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人情報に係る第19条及び第20条の第三者提供記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。）について準用する。

（訂正等）

第25条 本学院が保有する個人情報について、当該本人が識別される個人情報の内容が事実でないときは、本人は、本学院に対し、当該本人が識別される個人情報の訂正、追加または削除（以下「訂正等」という。）を請求すること（以下「訂正等請求」という。）ができる。

2 前項に基づき本人から訂正等請求を受けたときは、本学院は、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行わなければならない。

3 前項の調査の結果、当該個人情報の内容が事実でないことが判明したときは、本学院は、直ちに、その内容の訂正等を行うものとする。

4 前項に基づき個人情報の全部または一部の訂正等を行ったとき、または、訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本学院は、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、本人から求められたときは、その理由を説明するよう努めるものとする。

（利用停止等）

第26条 本学院が保有する個人情報について、次の各号に掲げる事由があるときは、本人は、本学院に対し、当該個人情報の利用の停止または消去（以下「利用停止等」という。）を請求すること（以下「利用停止等請求」という。）ができる。

（1） 当該本人が識別される個人情報に、第8条の規定に違反して取り扱われているとき

（2） 当該本人が識別される個人情報に、第10条の規定に違反して取得されたものであるとき

2 本学院が保有する個人情報について、第17条または第18条の規定に違反して第三者に提供されて

- いるときは、本人は、本学院に対し、当該本人が識別される個人情報第三者への提供の停止を請求すること（以下「第三者提供停止請求」という。）ができる。
- 3 前2項に基づき本人から利用停止等請求または第三者提供停止請求を受けたときは、本学院は、遅滞なく、前2項各号に掲げる事由として具体的に主張された事実の有無について、必要な調査を行わなければならない。
 - 4 前項の調査の結果、その請求に理由があると認められたときは、本学院は、当該違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該個人情報の利用停止等または第三者への提供の停止を行うものとする。
 - 5 第1項各号または第2号に掲げる事由が認められた場合であっても、当該個人情報の利用停止等または第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他利用停止等または第三者への提供の停止を行うことに困難な事情がある場合は、本学院は、前項に定める当該個人情報の利用停止等または第三者への提供の停止を行わないことができる。ただし、この場合には、本学院は、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置をとることを要する。
 - 6 本人は、本学院に対し、当該本人が識別される個人情報を利用する必要がなくなった場合、個人情報保護法第26条第1項本文に規定する事態が生じた場合、その他当該本人が識別される個人情報の取扱いにより当該本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該個人情報の利用停止等または第三者への提供の停止を請求することができる。
 - 7 前項に基づき利用停止等請求または第三者提供停止請求を受けたときは、本学院は、遅滞なく、前項に掲げる事由として具体的に主張された事実の有無について、必要な調査を行わなければならない。
 - 8 前項の調査の結果、その請求に理由があると認められたときは、本学院は、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該個人情報の利用停止等または第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、第5項に該当する場合は除く。
 - 9 第1項、第3項または第6項に基づく請求に対し、個人情報の全部または一部について利用停止等または第三者への提供の停止を行ったとき、または、利用停止等または第三者への提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、本学院は、本人に対し、遅滞なく、その旨の通知をしなければならない。また、利用停止等または第三者への提供の停止を行わない旨の決定をした場合または請求された措置と異なる措置をとる場合において、本人から求められたときは、その理由を説明するよう努めるものとする。

（開示等の求めに応じる手続）

第27条 本学院は第24条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。次条第1項及び第25条において同じ。）、第25条第1項又は第26条第1項、第2項若しくは第6項の規定による請求（以下この条において「開示等の請求等」という。）に関して、次の各号に掲げる事項につき、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は当該方法に従って開示等の請求等を行わなければならない。

- (1) 開示等の請求等の申出先
 - (2) 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式
 - (3) 開示等の求めをする者が本人又は第3項に規定する代理人であることの確認の方法
 - (4) 第28条の手数料の徴収方法
- 2 本学院は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、本学院は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該個人情報又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
 - 3 開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。
 - (1) 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任し、若しくは同意した未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - (2) 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人
 - 4 本学院は、開示等の請求の方法及び内容に不備があると認めるときは、本人に対し、補正を求めることができる。この場合において、本学院は、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければ

ばならない。

- 5 本学院は、前4項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第28条 本学院は、第24条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、第6条に定める委員会の定める手数料を徴収するものとする。なお、手数料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、定めなければならない。

第6章 補則

(個人情報保護方針)

第29条 本学院は、本規程に基づく個人情報の保護の実施に関する方針を策定し、公表しなければならない。

(苦情の処理)

第30条 本学院は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 学院は、前項の目的を達成するために、苦情及び相談を受け付ける窓口の明確化等必要な体制の整備に努めなければならない。

(本規程の運用)

第31条 この規程に関する事務は、秘書部秘書庶務課が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、「愛知学院個人情報の保護に関する規程（平成18年4月1日施行）」を廃止する。